

委託者債権保全制度はこう変わる

穴のない制度つくる

リスクアナリスト くもまつ まき

今回の委託者債権保全制度の改正のねらいは証券・金融並みに「制度として穴のない委託者保護の仕組みをつくる」ことです。その内容は大きく分けて3つあります。

第1に従来の取引証拠金・受託業務保証金を発展的に解消して、新取引証拠金を設けて委託者財産を保全することです。この新取引証拠金の仕組みは原則として証券及び金融先物でも導入されている、委託者が直接、取引所に預託する形をとるという直接預託の方法です。この直接預託により預託された新取引証拠金は委託者のものとして返還請求権が発生し、従来の受託業務保証金と同様、委託者に優先して弁済されるものとなります。また、この新取引証拠金の中から一定額については委託者分の場合勘定（＝計算上の利益・損失を取引所を通じて清算すること）資金に充当ができるようになります。

第2に分離保管等財産が毀損しない仕組みに分離保管制度を改善することです。現行の銀行預託については委託者優先弁済権がないため、取引員の倒産時、分離保管口座にあるべき財産が毀損されていることが多いので、銀行への預託を廃止しました。今後、委託者財産は取引所に預託された財産以外は①指定信託②銀行の銀行保証③委託者保護基金（内容後述）への基金預託④委託者保護基金が保証業務を行う基金保証——のいずれかにより分離保管する予定です。このうち、③と④は今回新たに

に設けられるものです。

③の基金預託は銀行預託の代わりに創設されるもので、保護基金に預託を行うことにより、現行の銀行預託の問題点を解消し、分離保管財産が毀損されることなく措置されることとなります。

④の基金保証は、基金保証を希望する取引員が、保護基金に対して担保金等を預託することで、保護基金が保証財源の3倍程度の保証を与えるものです。

取引員を全員加入に

第3に上記2つの措置をもってしても委託者財産の弁済が十分できない場合を想定して、現在の商品取引受託債務補償基金協会を発展的に解消して新しく商品取引員が全社加入する「委託者保護基金（仮称）」の創設です。これはペイオフのように一般委託者に対し一律1人いくらを上限に補償するセーフティネットになります。

この結果、取引所への直接預託、分離保管制度の改善、そして保護基金の創設により証券・金融並みの委託者保護が図られることとなります。

★場勘定資金等＝基金預託＋基金保証＋（銀行保証）＋（取引証拠金の一部）

新取引証拠金

取引所預託
（銀行保証により預託猶予）

分離保管等財産

基金預託
基金保証
指定信託
銀行保証